

石綿（アスベスト）調査要領

（趣旨）

本要領は、市有建築物の解体工事または改修工事を行う際、石綿調査の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

本要領に示す用語の定義は、次の各項による。

（1）石綿調査

建築物等に石綿含有建材が使用されているか否かを調査すること。

調査時期によって予備調査と事前調査に分けられる。

（2）予備調査（設計時）

建築物等の解体及び改修工事の発注前に、当該建築物等に石綿含有建材が使用されているか否かを施設所管部局または設計工事担当課が調査すること。

（3）事前調査（工事前）

建築物等の解体及び改修工事を行う前に、当該建築物等に石綿含有建材が使用されているか否かを請負業者が調査すること。

<大気汚染防止法及び石綿障害予防規則 変遷>

○令和3年4月：解体・改修工事の規模にかかわらず、工事対象となる全ての部材について事前調査が義務

○令和4年4月：一定規模以上で、調査結果の報告が義務

○令和5年10月：有資格者による事前調査が義務

○令和8年1月：工作物の事前調査及び一定規模以上の特定工作物の事前調査結果の報告が義務

（4）建築物石綿含有建材調査者

建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第一号）第2条第3項に規定する「特定建築物石綿含有建材調査者」または、同条第2項に規定する「一般建築物石綿含有建材調査者」のうち一定の石綿調査の経験を有する者。

（5）工作物石綿事前調査者

大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づき、工作物の解体・改修工事における石綿使用の有無を適切に調査するために、必要な専門知識を有するとして定められた者（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第一号第2条第5項に規定）。

（6）試料採取

分析調査を行う建材を採取すること。

（7）分析調査

当該建築物等について石綿等の使用の有無が明らかにならなかった場合、JISの規格により分析をすること。

（対象工事）

新築工事を除くすべての工事。

※平成18年9月の石綿等の製造等禁止以降に着工した建築物等を除く。

(予備調査の流れ)

- (1)建築物及び工作物等の解体又は改修工事(※調査不要の場合あり)の発注前には原則として建築物石綿含有調査者※1及び工作物石綿事前調査者※2により予備調査を行うこと。
- (2)予備調査は、次の資料のうち事前調査に関する内容に準じて調査を行うこと。
 - ①建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
 - ②建築物石綿含有建材調査者講習テキスト
 - ③工作物石綿事前調査者講習標準テキスト
- (3)予備調査結果は石綿含有建材の有無等を発注図書に明記するために必要な資料となるものである。また工事請負人が行う事前調査にも活用するため、予備調査報告書は工事担当課へ共有すること。

(※調査不要の場合)

- ・釘を打つなど電動工具を使用しないごく軽微な作業
- ・木材や金属など、アスベストを含まないことが明らかな材料のみを扱う作業
- ・平成18年9月1日以降に着工したことが書面等で明らかな建物の工事
- ・下地を削らない、塗料の塗り重ねのみの作業

(事前調査の流れ)

※石綿障害予防規則第3条の規定により、建築物及び工作物等の解体又は改修の作業を行うときは、建築物石綿含有建材調査者※1及び工作物石綿事前調査者※2による事前調査が必要。

- (1)事前調査は、次の資料を参考に行うこと。
 - ①建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
 - ②建築物石綿含有建材調査者講習テキスト
 - ③工作物石綿事前調査者講習標準テキスト
- (2)既に有資格者による予備調査において分析調査を行った箇所を、事前調査者が分析調査する場合は、分析調査結果を含めた予備調査結果を示して事前調査で重複して分析調査を行う必要性を確認しなければならない。

(有資格者による試料採取及び分析調査)

試料採取及び分析は次のいずれかの資格を有する者が行うこと。

(1)試料採取

建築物石綿含有調査者※1又は工作物石綿事前調査者※2が分析調査のための試料採取箇所の選定を行い、試料採取は、当該調査者もしくは、石綿作業主任者、石綿取扱作業従事者が行うこと。

(2)分析調査者

分析調査は、次の資格を有する者が行うこと。

- ① 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定される『評価区分Ⅰ』または『評価区分Ⅴ-A ランク』認定分析技術者
- ② 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者
- ③ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ④ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」
- ⑤ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の【A】定性分析法Ⅰによる合格者

（分析調査の方法）

分析方法は原則 JIS A 1481—1 による定性分析とする。

（その他）

この要領に定めるもののほか、必要な事項は各所属で定めること。

（注）

※1：建築物一体設備等を除く特定工作物以外の調査を行う者

※2：工作物（特定工作物及びその他工作物）の調査を行う者

附則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。